

(仮称) 多治見市笠原交流センター条例施行規則案

○多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例(令和元年条例第23号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、多治見市笠原交流センター(以下「交流センター」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 交流センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 多治見市笠原児童館(以下「笠原児童館」という。) 午前10時から午後6時まで
 - (2) 多治見市笠原中央公民館(以下「笠原中央公民館」という。) 午前9時から午後9時30分まで。ただし、図書室は午前10時から午後6時まで、笠原中央公民館陶芸工房(以下「陶芸工房」という。)については、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 笠原児童館
 - ア 月曜日(第3日曜日の翌日に当たる場合を除く。)
 - イ 第3日曜日
 - ウ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
 - エ 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (2) 笠原中央公民館を12月29日から翌年の1月3日までの日(図書室は、月曜日(その日が休日に当たるときを除く。))、図書整理日(第3木曜日。その日が休日に当たるときは、その前日とする。))及び12月28日から翌年の1月4日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用許可の手続)

第4条 条例第9条第1項本文の規定により、交流センターの施設を利用しようとする者は、多治見市笠原交流センター利用許可申請書兼減免申請書(別記様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の12月前の月の初日から行うことができる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、多治見市笠原交流センター利用許可書兼減免決定通知書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(利用許可内容の変更等)

第5条 前条第3項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可の申請内容を変更しようとするとき、又は利用の申請を取り消そうとするときは、多治見市笠原交流センター利用許可変更(取消)申請書(別記様式第3号)に同項の許可書を添えて、速やかに指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可し、又は承認したときは、多治見市笠原交流センター利用変更許可(取消承認)書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(陶芸工房利用報告書の提出)

第6条 陶芸工房を利用した者は、利用料金を納入する際、多治見市笠原中央公民館陶芸工房利用報告書(別記様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(個人利用)

第7条 条例第9条第1項ただし書の規定により笠原児童館を個人で使用しようとする者は、多治見市笠原児童館利用受付簿(別記様式第5号)に所定事項を記入しなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第15条ただし書の規定により利用料を還付する場合において、その還付する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 利用者の責めに帰さない事由により利用することができない場合及び利用日の前日までに利用許可の申請の取消しを申し出た場合 既納の利用料の全額

(2) 利用日の前日までに利用許可の申請内容の変更を申し出た場合で、既納の利用料の額が変更後の利用料の額を超えるとき 当該超える額

2 利用料の還付を受けようとする者は、還付の事由が生じた日から起算して15日以内に多治見市笠原交流センター利用還付請求書(別記様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第16条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、多治見市笠原交流センター利用許可申請書兼減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、多治見市笠原交流センター利用許可書兼減免決定通知書により通知するものとする。

(指定管理者の立入り)

第10条 指定管理者は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設に立ち入ることができる。

(遵守事項)

第11条 何人も、交流センターにおいては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 交流センターの施設、設備、器具等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。

(2) 許可を受けないで、壁面、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(3) 喫煙をしないこと。

(4) 許可を受けないで、交流センターの施設又は設備以外の物を使用しないこと。

(5) その他交流センターの管理運営上支障を来す行為をしないこと。

(読替規定)

第12条 第4条、第5条及び第8条から第10条までの規定並びに別記様式第1号から別記様式第4号まで及び別記様式第6号の規定は、条例第18条の規定による多治見市笠原交流センターの目的外使用について準用する。この場合において、第4条、第5条及び第8条から第10条までの規定並びに別記様式第1号から別記様式第4号まで及び別記様式第6号の規定の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 年 月 日規則第 号)

1 この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日から令和6年12月28日までの使用日に係る申請は、令和6年1月4日から行うものとする。